

# 和光市総合福祉会館指定管理者公募要領

和光市総合福祉会館に設置する高齢者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター、知的障害者授産施設及び精神障害者小規模作業所の指定管理者（管理運営を実施する団体）を公募いたします。

## 1 和光市総合福祉会館の施設の概要

- (1) 名称 和光市総合福祉会館
- (2) 所在地 和光市南一丁目23番1号（外環上部）
- (3) 施設の規模 鉄骨造（S造）3階建、敷地面積7,572.77㎡  
建築面積2,742.19㎡、延べ床面積7,189.76㎡
- (4) 設置施設 1階 身体障害者デイサービスセンター、知的障害者授産施設、  
総合管理事務所  
2階 高齢者福祉センター、精神障害者小規模作業所、  
障害者地域生活支援センター  
3階 地域福祉センター
- (5) 開館予定日 平成17年4月1日

## 2 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 高齢者福祉センター
- (2) 身体障害者デイサービスセンター
- (3) 知的障害者授産施設
- (4) 精神障害者小規模作業所

### 1 高齢者福祉センター

#### (1) 施設の概要

- |        |  |
|--------|--|
| 施設の名称  | 和光市高齢者福祉センター   |
| 所在地    | 和光市総合福祉会館内、2階 東側                                       |
| 施設規模   | 969.9㎡（事務室、トレーニングルーム、浴室、リフレッシュルーム、生活相談室兼会議室、教養娯楽室、大広間） |
| 利用見込人員 | 100人程度   |

#### (2) 利用時間

午前9時から午後4時まで

#### (3) 休業日

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）

1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

#### (4) 利用対象者

高齢者福祉センターを利用することができる者は、原則として、市内に住所を有する60歳以上の者とする。

(5) 管理業務の範囲及び内容

施設の運営管理に関する業務

ア 和光市総合福祉会館設置及び管理条例第5条に規定する事業の実施

- ・ 生活、健康等の相談に関すること。
- ・ 機能回復訓練に関すること。
- ・ 介護予防事業に関すること。
- ・ 教養の向上及びレクリエーションに関すること。
- ・ その他、高齢者の健康増進及び自立促進を図るために市長が必要と認める事業

イ 鍵の管理

ウ センター内の整理整頓

利用許可に関する事務

ア 利用の申請事務

イ 利用許可証の交付事務

利用の制限に関する事務

センターの施設及び設備の管理

(6) 管理の基準

和光市総合福祉会館設置及び管理条例（第2章高齢者福祉センター及び第8章雑則）及び和光市総合福祉会館設置及び管理条例施行規則（第2章高齢者福祉センター）に定める規定による。

(7) 指定期間

平成17年4月1日から平成22年3月31日まで

(8) 職員の配置

センターに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと。  
指導員を3名以上確保すること。

(9) 送迎

送迎業務は、市が業務委託した者が行うものとする。

(10) 指定管理料

指定管理業務に係る経費は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に支払われます。なお、指定期間が始まるまでに要する準備経費については、原則として、指定期間中の収入をもって充てることとします。

指定期間が始まるまでに要する準備経費については、原則として、指定期間中の収入をもって充てることとします。

## 2 身体障害者デイサービスセンター

(1) 施設の概要

施設の名称	和光市身体障害者デイサービスセンター
所在地	和光市総合福祉会館内、1階 西側

施設規模 730.6㎡(事務室、デイルーム、社会適応訓練室、日常生活訓練室、相談室、特殊浴室、車椅子浴室)

定員 15人

(2) 利用時間

午前9時から午後4時まで

(3) 休業日

日曜日

祝日法による休日

1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(4) 利用対象者

身体障害者デイサービスセンターを利用することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。)第17条の5第5項に規定する居宅受給者証の交付を受けた者

身障法第18条第1項に規定する措置を受ける者

及びに掲げる者のほか、市長が特に利用を認める者

(5) 管理業務の範囲及び内容

施設の運営管理に関する業務

ア 和光市総合福祉会館設置及び管理条例第12条に規定する事業の実施

- ・ 入浴及び食事の提供に関すること。
- ・ 創作的活動に関すること。
- ・ 機能訓練に関すること。
- ・ 介護方法の指導に関すること。
- ・ 社会適応訓練に関すること。
- ・ 更生相談に関すること。
- ・ レクリエーションに関すること。
- ・ 送迎に関すること。
- ・ その他、身体障害者及びその介護を行う者の身体的負担及び精神的負担の軽減を図るために市長が必要と認める事業

イ 鍵の管理

ウ センター内の整理整頓

エ 開館後、知的障害者のデイサービスを相互利用により実施(実施時期は未定)

利用許可に関する事務

ア 利用の申請事務

イ 利用の決定事務

ウ 利用許可・不許可通知書の発送事務

利用の制限に関する事務

利用料金の徴収事務

利用料金の減免事務

センターの施設及び設備の管理

(6) 管理の基準

和光市総合福祉会館設置及び管理条例（第3章身体障害者デイサービスセンター及び第8章雑則）及び和光市総合福祉会館設置及び管理条例施行規則（第3章身体障害者デイサービスセンター）に定める規定及び身障法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第78号）による。

(7) 指定期間

平成17年4月1日から平成22年3月31日まで

(8) 利用料金に関する事項

利用者から納付された利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(9) 職員の配置

センターに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと。

指導員及び介護職員は、次のとおり確保すること。

ア 利用者の数が15人までは、2人以上

イ 利用者の数が15人を超えるときは、2人に、利用者の数が15人を超えて5人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

看護師1人のほかに、作業療法士又は理学療法士を1人配置すること。

(10) 食事の提供

総合福祉会館内の厨房において、市が業務委託した者の調理する食事を配膳するものとする。

(11) 送迎

送迎業務は、市が業務委託した者が行うものとする。ただし、添乗及び配車表の作成は指定管理者が行うものとする。

(12) 指定管理料

指定管理業務に係る経費（支援費対象経費を除く。）は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に支払われます。

支援費（障害者福祉サービスの利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額）は、指定管理者が代理受領する方式により支払われます。

指定期間が始まるまでに要する準備経費については、原則として、指定期間中の収入をもって充てることとします。

### 3 知的障害者授産施設

(1) 施設の概要

施設の名称	和光市知的障害者授産施設
所在地	和光市総合福祉会館内、1階 東側
施設規模	952.6㎡（事務室、作業室、パン工房室、食堂、相談室、医務室、静養室、更衣室）
定員	50人

(2) 利用時間

午前9時から午後4時まで

(3) 休業日

日曜日及び土曜日

祝日法による休日

1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(4) 利用対象者

知的障害者授産施設を利用できる者は、次に掲げる者とする。

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「知障法」という。）第15条の1第5項に規定する施設受給者証の交付を受けた者

知障法第16条第1項第2号の規定により措置を受ける者

(5) 管理業務の範囲及び内容

施設の運営管理に関する業務

ア 和光市総合福祉会館設置及び管理条例第22条に規定する事業の実施

- ・ 就労支援に関すること。
- ・ 生活指導に関すること。
- ・ その他、知的障害者授産施設の設置目的を達成するために市長が必要と認める事業

イ 鍵の管理

ウ 授産施設内の整理整頓

授産種目については、市と指定管理者との協議によるが、パン工房を授産施設内に設置するのでパンの製造を授産種目に予定すること。

就労支援の一環として実施する喫茶サロン（1階ロビー）の運営業務

利用許可に関する事務

ア 利用の申請事務

イ 利用の決定事務

ウ 利用許可・不許可通知書の発送事務

利用の制限に関する事務

利用料金の徴収事務

利用料金の減免事務

授産施設の施設及び設備の管理

(6) 管理の基準

和光市総合福祉会館設置及び管理条例（第4章知的障害者授産施設及び第8章雑則）及び和光市総合福祉会館設置及び管理条例施行規則（第4章知的障害者授産施設）に定める規定及び知的障害者福祉法に基づく知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成2年厚生省令第57号）による。

(7) 指定期間

平成17年4月1日から平成22年3月31日まで

(8) 利用料金に関する事項

利用者から納付された利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(9) 職員の配置

施設長

授産施設の長は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

ア 社会福祉事業に5年以上従事した者であって、施設を運営するのに適切であると認められるもの

イ 精神保健に関して相当の学識経験を有する医師

ウ 上記に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認められるもの

医師

保健師又は看護師

生活指導員

作業指導員

上記に掲げる職員のうち、保健師又は看護師、生活指導員及び作業指導員の総数は、おおむね、利用者の数を7.5で除して得た数以上でなければならない。また、生活指導員うち少なくとも1人は女子でなくてはならない。

(10) 授産種目等

授産施設が与える職業（以下「職業」という。）の種目は、地域の実情、製品の需要状況等を考慮して選定しなければならない。

授産施設は、職業に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(11) 工賃の支払

指定管理者は、知的障害者授産施設を利用した者に対し、毎月その者の就労時間及び作業内容等に応じて工賃を支払うものとする。

工賃の額の基準及び支払方法等は、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(12) 給食

総合福祉会館内の厨房において、市が業務委託した者の調理する給食を配膳するものとする。

(13) 送迎

送迎業務は、市が業務委託した者が行うものとする。ただし、添乗及び配車表の作成は指定管理者が行うものとする。

(14) 指定管理料

指定管理業務に係る経費（支援費対象経費を除く。）は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に支払われます。

支援費（障害者福祉サービスの利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額）は、指定管理者が代理受領する方式により支払われます。

指定期間が始まるまでに要する準備経費については、原則として、指定期間中の収入をもって充てることとします。

**4 精神障害者小規模作業所**

(1) 施設の概要

- |      |                                |
|------|--------------------------------|
| 施設の名 | 和光市精神障害者小規模作業所                 |
| 所在地  | 和光市総合福祉会館内、2階 東側               |
| 施設規模 | 483.5㎡(事務室、作業室、食堂、相談室、作業室、更衣室) |
| 定員   | 19人                            |
- (2) 利用時間  
午前9時から午後4時まで
- (3) 休業日  
日曜日及び土曜日  
祝日法による休日  
1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
- (4) 利用対象者  
神障害者小規模作業所を利用できる者は、次に掲げる者とする。  
市内に住所を有する精神障害者  
市外に住所を有する精神障害者のうち、市長が特に認める者
- (5) 管理業務の範囲及び内容  
施設の運営管理に関する業務  
ア 和光市総合福祉会館設置及び管理条例第32条に規定する事業の実施  
・ 就労支援に関すること。  
・ 生活指導に関すること。  
・ その他、精神障害者の自立及び社会復帰の促進を図るために市長が必要と認める事業  
イ 鍵の管理  
ウ 作業所内の整理整頓  
利用許可に関する事務  
ア 利用の申請事務  
イ 利用許可証の交付事務  
利用の制限に関する事務  
作業所の施設及び設備の管理
- (6) 管理の基準  
和光市総合福祉会館設置及び管理条例(第5章精神障害者小規模作業所及び第8章雑則)及び和光市総合福祉会館設置及び管理条例施行規則(第5章精神障害者小規模作業所)に定める規定による。
- (7) 指定期間  
平成17年4月1日から平成22年3月31日まで
- (8) 職員の配置  
施設長  
施設長は、精神障害者の社会復帰に理解と熱意を有し、施設を運営する能力を有すると認められた者でなければならない。  
精神保健福祉士、作業療養士又は精神障害者社会復帰指導員の総数は、2名以

上確保すること

(9) 授産種目等

作業所が与える職業（以下「職業」という。）の種目は、地域の実情、製品の需要状況等を考慮して選定しなければならない。

作業所は、職業に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(10) 工賃の支払

指定管理者は、精神障害者小規模作業所を利用した者に対し、毎月その者の就労時間及び作業内容等に応じて工賃を支払うものとする。

工賃の額の基準及び支払方法等は、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(11) 給食

指定管理者が給食の実施をする場合は、総合福祉会館内の厨房において、市が業務委託した者の調理する給食を利用することができる。

(12) 指定管理料

指定管理業務に係る経費は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に支払われます。なお、指定期間が始まるまでに要する準備経費については、原則として、指定期間中の収入をもって充てることとします。

指定期間が始まるまでに要する準備経費については、原則として、指定期間中の収入をもって充てることとします。

3 申請ができる団体の資格

(1) 次の施設に申請ができる資格を有する者は、和光市総合福祉会館設置及び管理条例第1条の設置目的を効果的・効率的に達成することができる法人又はその他の団体（以下「団体」という。）とし、次のとおりとする。なお、個人は申請資格を有しないので留意すること。

高齢者福祉センター

同種の事業を運営又は運営を予定している団体

身体障害者デイサービスセンター

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業を実施又は実施を予定している団体

知的障害者授産施設

知的障害者福祉法に基づく知的障害者援護施設又は福祉作業所等を運営している団体

精神障害者小規模作業所

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者社会復帰施設又はこれに準ずる施設を運営する団体

4 欠格事項

(1) 次の事項に該当する者が行った申請については無効とする。

和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項第4号に該当する者

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

申請書類提出時点において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名の停止等の措置を受けている者

最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有しない者

本指定管理者の選定を行う選定委員の属する法人等

(2) 次の要件に該当したときは、選定審査の対象から除外するものとする。

選定審査に関する不当な要求等を申し入れたとき

提出書類に虚偽又は不正があったとき

公募要領に違反又は著しく逸脱したとき

提出書類等の提出期間を経過してから提出書類が提出されたとき

提出書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更したとき

その他不正な行為があったとき

## 5 提出書類

(1) 和光市公の施設に係る指定管理者指定申請書（様式第1号）

(2) 申請ができる団体の資格を有していることを証する書類

団体の概要を記載した書類

法人登記簿謄本、定款、寄付行為及び規約又はこれらに準ずる書類

法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

(3) 指定期間における管理業務の事業計画書及び収支予算書

(4) 団体の経営状況を説明する書類（直近の事業年度のもの）

役員の名簿及び履歴を記載した書類

財産目録、貸借対照表、事業報告書及び損益計算書又はこれらに準ずる書類

事業計画書及び収支予算書

(5) 提出書類の留意事項

提出書類の部数は、峠及び庚については正本1部、副本1部を、強及び彦については正本1部、副本6部を、提出すること。

事業計画書等提出書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属する。ただし、市は指定管理者の決定公表等において必要と認めるときは、提出書類の全部一部を無償で使用できるものとする。

提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

市が必要と認めるときは追加資料を求めることがある。

## 6 事業計画書

(1) 事業計画書（5提出書類強事業計画書）の作成にあたっては、次の項目を基本条件とする。

市民の平等な利用の確保

施設の効用の最大限発揮  
施設運営管理経費の縮減  
施設の良い維持管理  
市民サービスの向上  
個人情報の保護  
関係法令の遵守及び施設利用者の安全確保

(2) 総合福祉会館は、高齢者及び障害者の福祉の増進並びに地域のコミュニティ活動に資することを設置目的として整備される複合施設である点に留意の上、次の項目について、利用者の目線に立った施設運営及びサービスの提供を実現するための事業計画書を具体的に記載すること。

運営に対する基本方針

- ア 総合的な基本方針と達成目標
- イ 指定管理者の各業務に対する基本方針
- ウ 収入の確保、コスト削減等の経営方針

運営計画

ア 次の業務について、平成17年度から平成21年度までにおける各年度の具体的な運営内容を記載すること。

- ・ 「管理業務の範囲及び内容」の項目で示した業務（施設の運営管理に関する業務等）
- ・ 活用事業実施業務（指定管理者が行う自主事業）

イ 指定管理者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わずことはできませんが、業務の一部について再委託を予定している場合には、その内容、再委託先選定方法、予定金額などを含めた外部委託の方針

ウ 個人情報の取り扱いについての考え方及び対応方法

エ 苦情処理及び自己評価の対応についての考え方及び対応方法

実施体制及び組織

ア 運営を行っていく上で適切な人員配置を考慮した組織図

イ 組織図に記載された職員全ての雇用関係、勤務体制（勤務時間、休日設定等）、業務内容、必要な職能（資格、技能）

ウ 人材育成方針及び職員の研修計画

エ 上記以外の事項において、提案したい事項があれば併せて記載すること。

事業計画書に添付する の各項目に関する内容についての様式は自由とする。（ただし、A4縦、横書きとする。）

## 7 収支予算書

収支予算書（5提出書類強収支予算書）の作成にあたっては、施設運営管理業務及び自主事業のそれぞれについて、平成17年度から平成21年度までにおける各年度の収支予算を主な収入・支出項目に区分して示すこと。また、収支予算の積算内訳についても示すこと。（ただし、A4縦、横書きとする。）

## 8 選定方法及び選定基準等

### (1) 選定の方法

指定管理者の候補者の選定にあたっては、和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づき、選定基準により総合的に判断するものとする。

指定管理者の候補者の選定は、市職員及び学識経験者から構成する指定管理者選定委員会を設置し行うものとする。

選定委員会において審査を行うときは、申請をした者に対し、公開ヒアリング等を実施するものとする。

市長は、選定委員会の結果報告を受け、優先交渉権者を選定し市議会の議決を経た後に指定管理者として指定する。

### (2) 選定の基準

市民の平等な利用が確保されること。

ア 団体の安定性及び継続性

イ 団体運営の透明性及び公平性

ウ 団体運営における法令等の遵守状況

事業計画書等の内容が、当該施設の効用を最大限に発揮するものであることともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ア 団体の運営実績

イ 団体運営に対する効率的運営及び効率化への取組

事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

ア 受託への意欲及び熱意

イ 施設管理の安全性への配慮

ウ 利用者への対応（待遇）

エ 職員の育成

オ 団体の理念及び姿勢

その他施設の適正な管理を行うにあたり支障がないこと。

### (3) 審査結果の公表

審査の結果については、申請者全員に書面で通知するものとする。また、和光市ホームページなどで公表する予定です。

## 9 申請の手続

### (1) 和光市総合福祉会館指定管理者公募要領（以下「公募要領」という。）の配布 配布期間

平成16年10月1日（金）から平成16年10月14日（木）までの間の午前9時から午後5時までの間（ただし、和光市の休日を含め定める条例に定める休日を除く。）

配布場所

和光市役所3階 和光市総合福祉会館開設プロジェクト・チーム

(2) 公募説明会及び現地見学会に関する事項

説明会

ア 日時 平成16年10月15日(金) 午後1時30分から

イ 場所 和光市役所5階 502会議室

現地見学会(説明会終了後)

ア 日時 平成16年10月15日(金) 午後3時から

イ 場所 和光市南一丁目23番1号 和光市総合福祉会館建設現場

公募説明会及び現地見学会の内容

ア 公募要領の説明

イ 和光市総合福祉会館建設現場の見学

留意事項

ア 和光市総合福祉会館における指定管理者募集に係る資料一式を持参すること。

イ 参加者多数の場合、日時及び場所を変更することがある。

参加申し込み

公募説明会及び現地見学会への参加を希望する者は、平成16年10月14日(木)午後5時までにFAXで参加申し込みをすること。

(3) 質疑事項

説明会終了後、質問がある場合は、質問書(様式自由、ただし、A4縦、横書きとする。)を持参又はFAXで送付すること。なお、電話、来訪など口頭による質問は受付しない。

受付期間

平成16年10月18日(月)から平成16年10月20日(水)までの間の午前9時から午後5時までの間

提出場所

和光市役所3階 和光市総合福祉会館開設プロジェクト・チーム

(4) 指定管理者指定申請書の提出

指定管理者指定申請書に所要事項を記入の上、必要書類を添えて受付期間中に持参すること。郵送、FAX及びインターネット等による受付は行わない。

受付期間

平成16年10月25日(月)から平成16年10月29日(金)までの間の午前9時から午後5時までの間

提出場所

和光市役所3階 和光市総合福祉会館開設プロジェクト・チーム

(5) 指定管理者の選定スケジュール

公募要領の配布	10月1日(金)～14日(木)
公募説明会及び現地見学会の開催	10月15日(金)
質問書の受付	10月18日(月)～20日(水)
質問書の回答	10月22日(金)
申請書の提出期間	10月25日(月)～29日(金)
選定委員会による公開ヒアリングの実施	11月上旬

(6) 問い合わせ先

〒351-0192 和光市広沢1-5

和光市役所 和光市総合福祉会館開設プロジェクト・チーム

電話 048-464-1111 (代表)

FAX 048-464-1234